

第17回名取市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年9月29日(月)
開 会 午後2時00分
閉 会 午後3時12分
2. 場 所 名取市民体育館 第1会議室
3. 提出議案
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について(継続審議分)
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する意見決定について
4. 報告事項
報告事項
(1) 農地法第5条の規定による届出について
(2) 農地法第4条の規定による届出について
(3) 農地使用貸借権解約について
5. 出席委員(27人)
会長 15番 引地 長一
農業委員 1番 板橋 英昭 2番 入間川 康弘 3番 松浦 朋子
 4番 大友 政基 5番 遠藤 勝典 6番 昆布谷 功治
 7番 佐伯 美和 8番 渡邊 正明 9番 阿部 芳昭
 11番 松浦 岩男 12番 入間川 昭一 13番 佐藤 勝浩
欠席農業委員 10番 相澤 喜美 14番 大内 繁徳
推進委員 1番 大内 伸一 2番 山路 康則 4番 齋 重昭
 5番 長田 満 6番 渡邊 定信 7番 墨繪 広之
 8番 引地 恒裕 9番 武田 由美子 10番 浅井 照久
 11番 松浦 正博 12番 松浦 崇 13番 西山 剛
 14番 相澤 早苗 15番 川村 吉則
欠席推進委員 3番 菅野 弘一
6. 事務局出席職員
事務局長 仙石 明光 事務局長補佐 渡邊 広美 主査 伊藤 政文
7. 会議の内容 別紙議事録のとおり

第17回名取市農業委員会総会議事録

【開 会】

午後2時00分、ただいまから名取市農業委員会第17回総会を開催いたします。

本日の総会は、農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名、計27名出席です。よって名取市農業委員会会議規則第8条の規定に基づき、総会は成立していることを報告いたします。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により、会長が議長となる。

【議事の内容】

○ 会長（引地長一）

◎議事録署名委員の指名

議長において、次の2名を議事録署名委員に指名をした。

7番 佐伯 美和 委員 8番 渡邊 正明 委員

◎議事の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（引地長一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。遠藤勝典代表委員、説明をお願いします。

○ 4班代表委員（遠藤勝典委員）

第4班代表委員の遠藤勝典です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々と並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和7年9月29日提出。

番号1、大字・字・地番は、高館吉田字乗馬130番、地目は登記現況ともに畑、登記面積は71㎡です。転用目的は資材置場。貸付人・借受人の住所・氏名に关しましては議案資料の通りです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要、賃貸借設定、許可日より永年、賃料1㎡当たり89円、月額6,319円です。

議案第1号1番及び2番につきましては、9月25日の担任委員会で現地調査を行

い、代理人より実情を聴取いたしました。

位置図・公図につきましては議案書の2ページ、審査内容については担任委員会資料の1ページをご覧ください。

申請地は、主要地方道仙台岩沼線沿いの西側、仙台市太白区柳生の市境に位置し、農業振興地域の農用地区域外、第2種農地となります。

借受人は、仙台市太白区で舗装工事業を営んでおり、令和7年6月第14回総会において、申請地の北側116番、115番1を資材置場及び仮設事務所・駐車場の転用許可を受けており、隣接する申請地の所有者より一体的に利用してほしい旨の申し入れがあったことから今回の申請に至ったものです。

資材置場は、盛土は行わず、15cmから20cm砕石敷きとします。

雨水排水は、自然浸透により処理するとのことです。周辺農地には、土砂流出など影響が発生しないものと考えます。

また、舗装工事で使用する乳剤などの流出には注意するようお願いしました。

番号2、大字・字・地番、高館熊野堂字大沢中21番3、高館熊野堂字大沢中22番2、地目は両筆登記現況ともに畑、登記面積は46㎡、583㎡、計629㎡。

転用目的は仮設事務所、資材置場、駐車場で一時転用になります。貸付人・借受人の住所・氏名に関しましては、議案資料の通りです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は賃貸借設定、期間は令和7年11月1日より5か月間、賃料は1㎡あたり38円、月額24,000円です。

位置図・公図につきましては議案書の3ページ、審査内容については担任委員会資料の2ページをご覧ください。

申請地は、相互台公民館から430mほど南南東で、大沢地区内の林道棟沢線沿いに位置し農業振興地域区域外、第2種農地となります。

申請人は、令和7年4月第12回総会において、近隣に太陽光発電設備を建設する転用許可を受けており、太陽光発電設備の建設工事を実施するため、工事ヤードが必要となることから一時転用の申請に至ったものです。

申請地は、盛土を行わず、雨水は自然浸透とし汚水排水は発生しないものです。周辺農地には、土砂流出など影響が発生しないものと考えます。

工事ヤードは、工事用鉄板を敷き詰め、出入口は林道棟沢線沿いの敷地北角からスロープを設けることとし、仮設事務所と資材置場、駐車場を設置する予定です。

仮設事務所は設置場所を整地し、作業員の休憩所としてスーパーハウス程度を設置し、太陽光パネル等の資材置場、作業用乗用車の駐車場5台、4tトラックを駐車することとしています。

なお、周辺農地へ被害が発生した場合は、適切に対処するとしております。

1番及び2番につきましては、申請内容に問題はないものと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。次に農地利用最適化推進委員の松浦崇委員に意見等について、お話をいただきたいと思います。

○ 農地利用最適化推進委員（松浦崇推進委員）

議案第1号1番及び2番について担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました。

1番は、舗装工事事業者の資材置場等への転用及び賃貸借であり盛土は行わず、碎石を15～20cm敷きとします。

雨水は自然浸透とし、土砂の流出は発生しないことから、周辺農地への影響は発生しないと考えられます。

2番は、太陽光発電設備建設に伴う仮設事務所及び資材置場、駐車場への一時転用であります。

申請地は盛土を行わず、工事用鉄板敷きとし、雨水は自然浸透し、土砂流出や污水排水は発生しないことから、周辺農地には土砂の流出等の影響は発生しないと考えます。

1番及び2番については、申請内容に問題がないと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。ただいま両委員から説明、意見等をいただきました。この案件について質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので採決に移りたいと思います。議案第1号について原案の通り決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第1号は原案の通り決定といたします。

《議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
（継続審議分）》

○ 議長（引地長一会長）

次に、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について（継続審議分）を議題といたします。遠藤勝典代表委員説明をお願いいたします。

○ 4班代表委員（遠藤勝典委員）

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について（継続審議分）。農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和7年9月29日提出。

番号1、大字・字・地番、愛島笠島字西上平7番2外6筆、地目は各筆登記現況と

も同じで田及び畑。登記面積は7筆の合計4,738㎡。権利種別は売買、譲渡人・譲受人の住所・氏名に関しては、議案資料の通りです。譲受人の経営面積は66a、世帯員6人、労力人2人、備考として売買です。10a当たり300,000円、総額1,421,400円です。

この件につきましては、9月25日の担任委員会で現地調査を行い、譲受人より実情を聴取いたしました。

位置図・公図につきましては、議案書の5ページをご覧ください。

申請地は、愛島小学校から900mほど南南西、市道愛島西部線南、市道東高森線沿いに位置し、西上平4筆は農業振興区域の農用地区域外、東高森3筆は農業振興地域外となります。

今回、譲渡人は仙台市太白区に居住していることから、相続で取得した農地を耕作することが困難であり、同様に取得した農家住宅等を一体的に売却することとなった次第です。

譲受人は、会社経営の傍ら農業を営んでおり、農業機械等を保管する場所を探していたところ、譲渡人の農家住宅が保管場所として適地であったことから申請に至ったものです。申請地では、レモンやにんにくを作付けする予定です。

対象農地を確認し、適切に管理されていると判断しました。

1番について、担任委員会資料の3ページ、農地法第3条の判断基準を満たしていることから、許可について問題はないものと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。次に、農地利用最適化推進委員の松浦崇委員に意見等についてお話ししていただきたいと思います。

○ 農地利用最適化推進委員（松浦崇推進委員）

議案第2号1番について、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました。

1番は、規模拡大による売買であります。申請地は、適切に管理されており、今後も同様と考えられます。1番の許可について、問題はないと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。ただいま、両委員から説明、意見等をいただきました。この案件について、質問はありませんか。

○ 事務局（仙石事務局長）

暫時休憩をお願いします。

○ 議長（引地長一会長）

では、暫くの間休憩といたします。

〔暫時休憩〕

○ 議長（引地長一会長）

それでは暫時休憩を解きます。再開します。

○ 議長（引地長一会長）

採決に移りたいと思います。議案第2号1番について原案の通り決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第2号1番は原案の通り決定いたします。

《議案第3号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する
意見決定について》

○ 議長（引地長一会長）

次に議案第3号農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する意見決定について議題いたします。事務局説明をお願いいたします。

○ 事務局（渡邊事務局長補佐）

議案第3号農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する意見決定について。申請者より、下記のとおり名取市地域計画変更の申出があったので意見を求める。令和7年9月29日提出。

番号1、大字・字・地番。高館吉田字乗馬130番。地目、登記・現況ともに畑。登記面積71㎡。申請人住所・氏名は議案書の通りです。開発許可は否。地域計画の変更目的、資材置場（令和7年9月、農地法第5条による許可。）以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ただいま事務局から説明がなされました。質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので採決いたします。議案第3号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第3号は原案の通り決定いたします。

《報告事項（１）農地法第５条の規定による届出について》

《報告事項（２）農地法第４条の規定による届出について》

《報告事項（３）農地使用貸借権解約について》

○ 議長（引地長一会長）

次に報告事項（１）農地法第５条の規定による届出について、（２）農地法第４条の規定による届出について、（３）農地使用貸借権解約について議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。

○ 事務局（渡邊事務局長補佐）

別紙議案書により報告事項（１）から（３）について説明を行い、通知及び報告等を受理した旨を説明した。

○ 議長（引地長一会長）

ただいま、事務局から説明がなされました。これについてご質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありました。

それでは、報告事項（１）、から報告事項（３）について承認いたします。

《その他》

○ 議長（引地長一会長）

その他に入ります。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（仙石事務局長）

〔１０月の農業委員会行事日程の説明を行った。〕

〔９月の農家相談、苦情等相談内容について報告した。〕

○ 事務局（伊藤主査）

〔今年度の視察研修企画について、現時点での内容を説明。〕

○ 議長（引地長一会長）

その他ございませんか。

ないようですので、これをもちまして第１７回農業委員会総会の一切を終了いたします。事務局お願いします。

【閉 会】

午後３時１２分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和7年9月29日

名取市農業委員会
議 長

引地 長一

署名委員7番

佐伯 美和

署名委員8番

渡邊 正明